

かの方法で制限が加えてあれば、解釈の『・・・該当しない工作機械を数値制御するために特別に設計され、又は変更されたものを除く。』に合致する（リスト規制に非該当）と考えられます。

Q2-7（マシニングセンタの輸出に際して、輸出許可申請と役務取引許可申請の2つの許可申請の要否）：

当社は、輪郭制御をすることができる軸数が5のマシニングセンタを輸出しようとしています。本機は、「輪郭制御をすることができる回転軸の数」が2で、輸出令別表の2の項（12）、貨物等省令第1条第十四号ロ（二）及び（三）に該当で、数値制御装置に内蔵されたプログラムは、「数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって、輪郭制御をすることができる軸数」が5で、外為令別表の2の項（2）、貨物等省令第15条第2項に該当します。

このような1台のマシニングセンタを輸出しようとする場合、輸出許可申請と役務取引許可申請の2つの許可申請が必要でしょうか。

A2-7：

貿易関係貿易外取引等に関する省令（貿易外省令）第9条第2項第十四号ハでは、許可を要しない役務取引として「輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引」と規定しています。

ご質問のような5軸マシニングセンタに、輪郭制御軸数が5のリスト規制に該当するプログラムを内蔵して輸出する場合、このプログラムがそのマシニングセンタに専用設計されたものであれば特例としてこの貿易外省令が適用できますので、該当工作機械の輸出許可申請だけでよく、プログラムの役務取引許可申請は不要となります。（4. 2. 9 （3）参照）

Q2-8（プログラミング説明書の該非判定）：

貨物等省令第15条第2項で“数値制御装置として機能することを可能にするプログラムであって輪郭制御をすることができる軸数が5以上のもの又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に係る技術（プログラムを除く。）のうち、輪郭制御をすることができる軸数が5以上の数値制御を可能にするために必要な技術”とありますが、マシンプログラムのプログラミング説明書で5軸以上のプログラム方法について一般的に表記したものがあります。このような説明書は該当（プログラムの使用に係わる技術）扱いとなるのでしょうか。

例）G01 X_ Y_ Z_ A_ B_ F_ （_はアドレスキャラクタに続く数字データ）

A2-8：

数値制御に係るプログラムには大別して以下の2つがあります。

- ①数値制御装置として機能するためのプログラム（数値制御装置としての機能を実現するための、数値制御装置に内蔵しているシステムプログラム）
- ②数値制御装置に指令して、工作物を所望の形状に加工するためのプログラム（マシンプログラム）